

改正

令和3年3月30日下水道事業管理規程第2号

三次市公共下水道排水設備指定工事店規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定工事店（第3条—第10条）
- 第3章 責任技術者（第11条）
- 第4章 公示（第12条・第13条）
- 第5章 雑則（第14条・第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、三次市公共下水道条例（平成16年三次市条例第241号。以下「条例」という。）第9条第2項の規定に基づき、三次市公共下水道排水設備指定工事店に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）排水設備工事 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備の工事（新設、増設、改築及び撤去を含む。）をいう。
- （2）公共下水道排水設備指定工事店 条例第9条の規定により、排水設備工事の施工ができるものとして、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が指定した工事業者（以下「指定工事店」という。）をいう。
- （3）下水道排水設備工事責任技術者 広島県下水道協会の長（以下「会長」という。）が登録した者（以下「責任技術者」という。）をいう。

第2章 指定工事店

（指定工事店の指定）

第3条 条例第9条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、管理者はこれを指定工事店として指定するものとする。

- (1) 責任技術者が1人以上専属していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 広島県内に営業所があること。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 工事業者が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権していない場合

イ 工事業者が不法行為又は不正行為により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合

ウ 指定工事店が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合

エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

オ 法人であつて、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合

- 2 前項第4号ウの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

(指定の申請)

第4条 指定工事店としての指定を受けようとする者は、公共下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式第1号(その1)。以下「指定申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあつては定款の写し及び登記簿謄本、個人にあつてはその住民票の写し
- (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第1号(その2))
- (4) 専属する責任技術者の名簿(様式第2号)及び雇用関係を証する書類
- (5) 専属する責任技術者について会長が交付した下水道排水設備工事責任技術者証(以下「責任技術者証」という。)の写し
- (6) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

(指定工事店証)

第5条 管理者は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、公共下水道排水設備指定工事店証(様式第3号。以下「指定工事店証」という。)を交付する。

- 2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

- 3 指定工事店は、指定工事店証を損傷し、又は紛失したときは、直ちに指定工事店証再交付申請書（様式第4号）を管理者に提出して再交付を受けなければならない。
- 4 指定工事店は、第10条の規定により指定を取り消されたとき、又は指定の効力を一時停止されたときは、遅滞なく管理者に指定工事店証を返納しなければならない。ただし、一時停止のときは、その停止期間中とする。

（指定工事店の責務及び遵守事項）

第6条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、下水道事業管理規程その他管理者が定めるところに従い誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

- 2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - （1） 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
 - （2） 工事は、適正な工費で施工しなければならない。また、工事契約に際しては工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
 - （3） 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - （4） 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
 - （5） 工事は、条例第7条に規定する排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
 - （6） 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び施工をしてはならない。
 - （7） 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責めに帰するべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
 - （8） 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

（指定有効期間）

第7条 指定の有効期間は、指定申請書を管理者に提出した年の4月1日から起算して5年後の3月31日までの間とする。ただし、特別の理由があるときは、管理者は、これを短縮することができる。

（指定の更新）

第8条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、指定有効期間が満了となる年の3月1日から同月末日までに指定申請書を管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書の添付又は提出する書類については、第4条の規定を準用する。

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第9条 指定工事店は、第3条の指定要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、指定工事店指定辞退届(様式第5号)を管理者に提出しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに指定工事店異動届(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 専属する責任技術者に異動があったとき。
- (6) 住居表示又は電話番号に変更があったとき。

(指定の取消し又は一時停止)

第10条 管理者は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6箇月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 条例、この規程等に違反したとき。
- (2) 業務に関し不誠実な行為があるなど、管理者が指定工事店として不相当と認めたとき。

第3章 責任技術者

(責任技術者の責務)

第11条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、下水道事業管理規程その他管理者が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工(監理を含む。)に当たらなければならない。

- 2 責任技術者は、当該工事がしゅん工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。
- 3 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員等の要求のあったときは、これを提示しなければならない。

第4章 公示

(公示)

第12条 管理者は、指定工事店に関し次に掲げる措置をした場合は、その都度これを公示するものとする。

- (1) 指定工事店を新たに指定したとき。
- (2) 指定工事店の指定を取り消し、又は一時停止したとき。
- (3) 指定工事店の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかったとき。
- (4) 第9条第2項第2号、第3号及び第4号の届出を受理したとき。

(通知)

第13条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長に通知するものとする。

- (1) 第11条の規定に違反したとき。
- (2) 業務に関し、不誠実な行為がある等責任技術者として不適当と認められるとき。

第5章 雑則

(事務連絡会)

第14条 管理者は、指定工事店による排水設備工事の適正な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

2 指定工事店又は責任技術者は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日下水管規程第2号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。